

特別警報が発表された場合

1. 生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発令されている場合
 - (1) 授業を行わない。
 - (2) 特別警報解除後も授業を行わない。
 - (3) 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に登校しようと判断できるまでは登校しない。

2. 生徒の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発令された場合
 - (1) 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
 - (2) 生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

3. 暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が発令されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合
 - (1) 名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定する。